

コメント

法(学)の政治性と向き合う法学

先端ビジネスローシンポジウム

「法学主導の学際的研究教育の可能性」

2022/06/02(木)

藤谷武史(東京大学社会科学研究所)

「新たな方法論の模索」について

- 法学の方法論：法学の「問い・課題」に応えるもの
 - 伝統的には：現在ある法の認識→法はどうあるべきか
 - 判例研究 = 事例の蓄積 × 法概念の“作動”態様の検証/予測
 - 法の守備範囲 + 任務の拡大
 - 予測可能性・設計 目的手段的側面の強化→社会科学的知見の重要性の高まり = 法学のrelevance低下？
 - 科学的知見と規範的命題のインターフェース問題
 - 無視 → “一気通貫”型モデルの政治過程における濫用？
 - 社会科学的知見は制度的真空で作動するわけではない。
 - モデルの有用性→現実への適用における「割り切り」の規範的正当化は科学的知見そのものからは出てこない。

「新たな方法論の模索」について

- 法学と(社会)科学的知見のインターフェースを可視化し法学の側から架橋する試み、との理解
 - 科学的知見こそ漸進的ではなく。それを法的議論の論拠として取り込む方法の理論化 (e.g., 制定法の科学的知見の参照の態様 + その許容性)
 - メタファ論 ~ 法概念の「機能(の1つ)」に名前をつけた
 - 可視化することで操作可能性 / に対する耐性を高める
 - 法産出過程のバイアス構造の可視化
 - 意図的にバランスをとる解釈論・制度設計論の提案
 - 知的財産法の文脈に特有の構造の析出 (を可能にする、法哲学的理論蓄積)。
 - では、他の(ビジネス)法分野ではどうか？

方法論から法学教育への架橋

- これは絶対的/中立的な立脚点を与えるものか？
 - むしろ、視点・議論の方法の提供＝中身(目標)は使い次第であることを正面から認めるものという理解でよいか。
 - 自らも競合するプレイヤーの一人として論戦に身を投じる。
→可能な限り目配りの行き届いた（それでいて煩瑣でない）魅力的な議論を提示し、他の実践参加者を「説得」する。
- 他方、これは「何でもあり」ではない。不用意に法を政治化するのではない。法的実践の再解釈、としての新たな方法論の提示、と理解。
 - ⇒ 教育プログラムと一体になってはじめて意味を持つ。

方法論から法学教育への架橋

- 「グローバル化と法」との関連性
 - 法秩序の多元性・論争性
 - 利害対立を了解可能な形に構成する（自らの土俵に引っ張り込む）
ための法的立論
 - 既存の法状態を揺り動かす方向・安定化させる方向、いずれにせよそのような動態的な法理解を道具箱に備えさせるような教育には意味があるのではないか。
 - 伝統的な法学理解との関係性は？
- Cf. 平井法政策学における方法論的な矛盾の承認と「引き裂かれつつ決定する」人格によるその都度の“統合”？
藤谷・新世代法政策学研究9号